

令和2年5月29日  
北海道運輸局  
自動車技術安全部技術課

## 保安基準緩和認定の取消処分について

令和元年11月21日にJR根室線の橋りょうに積載物品を衝突させ、約2ヶ月間の列車運休が生じた事故を引き起こした保安基準緩和認定自動車<sup>\*</sup>（セミトレーラ）について、認定の取消処分を行いました。当該処分により、当該自動車は運行できなくなり、当該自動車の使用者は6ヶ月間は新規の保安基準緩和申請ができなくなります。

※ 構造や使用実態が特殊であると申請された自動車（長大又は超重量で分割不可能な荷物を輸送する大型貨物車など）であって、道路運送車両の保安基準第55条の規定に基づき地方運輸局長が一定の制限を付して保安基準の緩和認定をした自動車

### 【処分対象事業者及び営業所名】

北央貨物運輸株式会社 本社営業所（北海道富良野市字西扇山1800-2-1）

### 【行政処分の内容】

道路運送車両の保安基準第55条第6項第3号に基づく認定の取消処分

### 【処分対象自動車】

自動車登録番号 旭川 11を6693

車体の形状 セミトレーラ

### 【処分年月日】

令和2年5月29日

### 【違反内容】

- ①道路運送車両の保安基準第55条第2項により付した制限に違反したこと。  
制限内容「運行にあたっては、道路交通法及び道路法を厳守すること。」
  - 積載重量の制限違反（過積載運行、道路交通法違反）
  - 制限外積載許可違反（無許可、道路交通法違反）
  - 特殊車両通行許可違反（無許可、道路法違反）
- ②鉄道施設を損傷し、列車を運休させる事故を引き起こしたこと。

### <問い合わせ先>

自動車技術安全部技術課<sup>ないき</sup>：内木、伊東

TEL:011-290-2753(直通) FAX:011-290-2705